



長野労働局発表（ 27 - 56 ）
平成 27 年 11 月 27 日

担 当	職業安定部	職業対策課
	課 長	柳澤 幸
	課長補佐	竹村 典幸
	障害者雇用担当官	綿貫 昭二
	電話 026 (226) 0866	内線 2363

平成27年 長野県内の「障害者雇用状況」の集計結果 (平成27年6月1日現在)

～雇用障害者数は増加、実雇用率も上昇し過去最高を更新～ 民間企業の障害者の実雇用率は1.98%

長野労働局（局長 おかざき なおと 岡崎 直人）では、長野県内における平成27年6月1日現在の民間企業、地方公共団体等の障害者雇用状況を取りまとめましたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業(法定雇用率 2.0%)】

- ① 対象企業（50人以上規模）数は1,493社で、前年比1.7%（25社）増加。
- ② 雇用障害者数は5,603.0人で、前年比2.9%（155.5人）増加し、過去最高を更新。
- ③ 実雇用率は1.98%となり、前年比0.02ポイント上昇し、過去最高を更新。
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は59.5%（889社）で、前年比2.3ポイント上昇。

【地方公共団体の機関】

〔法定雇用率 2.3%の機関〕（県、市町村等）

- ① 対象106機関のうち85機関で法定雇用率を達成（前年は対象106機関のうち91機関で達成）。
- ② 実雇用率は2.34%で、前年比0.05ポイント上昇。
- ③ 雇用障害者数は744人で、前年比1.7%（12.5人）増加。

〔法定雇用率 2.2%の機関〕（県教育委員会等）

- ① 対象2機関のうち1機関で法定雇用率を達成（前年と同じ）。
- ② 実雇用率は2.05%で、前年比0.04ポイント上昇。
- ③ 雇用障害者数は259.5人で、前年比1.6%（4.5人）増加。

【今後の方針】

民間企業における雇用障害者数の増加や実雇用率の上昇、それらが共に過去最高を更新しており、長野県内の障害者雇用の状況は、着実に進展している。しかし依然として、対象企業の4割を超える企業が未だに法定雇用率未達成となっていること、及び公的機関でも未達成機関があることから、長野労働局及びハローワークでは、法定雇用率達成指導を継続して実施するとともに、更なる障害者の雇用促進に向けた取組に努めることとしている。

障害者雇用状況取りまとめ結果の概要

平成 27 年 6 月 1 日現在

1 民間企業

○ 概況 (第 1 表)

2.0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(50人以上規模)1,493社(前年1,468社)において雇用されている障害者の数(雇用障害者数:カウント数)は5,603.0人で、前年より2.9%(155.5人)増加し、過去最高となった。

実雇用率は、過去最高の1.98%(全国19位。前年は1.96%)となり、全国平均(1.88%)を上回ってはいるものの、法定雇用率を下回る事となった。

法定雇用率達成企業の割合は59.5%(889社)で、前年を2.32ポイント上回った。

達成企業割合59.5%は全国8位。母集団が1,000社以上の24都道府県の中では全国1位(P14参照)。

○ 企業規模別状況 (第 2 表)

雇用障害者数は、50~300人未満規模企業で2,738人となり雇用障害者数全体の48.9%を占めている。

また、50~100人未満規模企業で6.7%の減少となっている以外は、全ての企業規模で増加となっている。

また、実雇用率についても、50~100人未満規模企業において0.15ポイント前年を下回った以外は、全ての企業規模で増加となっている。

雇用率達成企業の割合は、全ての規模の区分で、前年を上回るとともに全国平均を上回っており、特に500~1,000人未満規模企業で4.6ポイントの増加、1000人以上規模企業で6.3ポイントの増加と前年を大きく上回った。

規模別に実雇用率と雇用率達成企業割合をみると、1,000人以上規模企業(22社)で実雇用率2.15%、雇用率達成企業割合68.2%と前年に引き続き高水準を維持している。

一方、50~100人未満規模企業(732社)では、実雇用率は1.81%、雇用率達成企業割合は57.7%と、低水準となっている。

○ 産業別状況 (第 3 表)

雇用障害者数は、製造業が最も多く全体の43.5%(同前年44.7%)を占め、次いで医療・福祉17.6%、卸売・小売業11.7%、サービス業4.7%、生活関連

サービス・娯楽業及び複合サービス事業が3.4%となっている。

実雇用率では、農林漁業等を含むその他が3.94%で最も高く、次いで生活関連サービス・娯楽業が3.79%となり、医療・福祉2.35%、サービス業2.00%についても法定雇用率を上回っている。次いで製造業1.98%、運輸業・郵便業1.91%の順となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合が最も高い産業は医療・福祉74.5%であり、次いで建設業65.5%、宿泊業・飲食サービス62.2%、製造業61.6%、サービス業60.6%の順となっている。次いで運輸業、郵便業が58.5%、生活関連サービス・娯楽業51.2%の順となっている。なお、最も低かった産業は学術研究、専門・技術サービス業6.7%である。

2 地方公共団体等（第4、5表）

2.3%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は106機関（前年同数）、雇用障害者数は744.0人で前年に比べ12.5人増加し、実雇用率も2.34%となり前年より0.05ポイント上昇した。

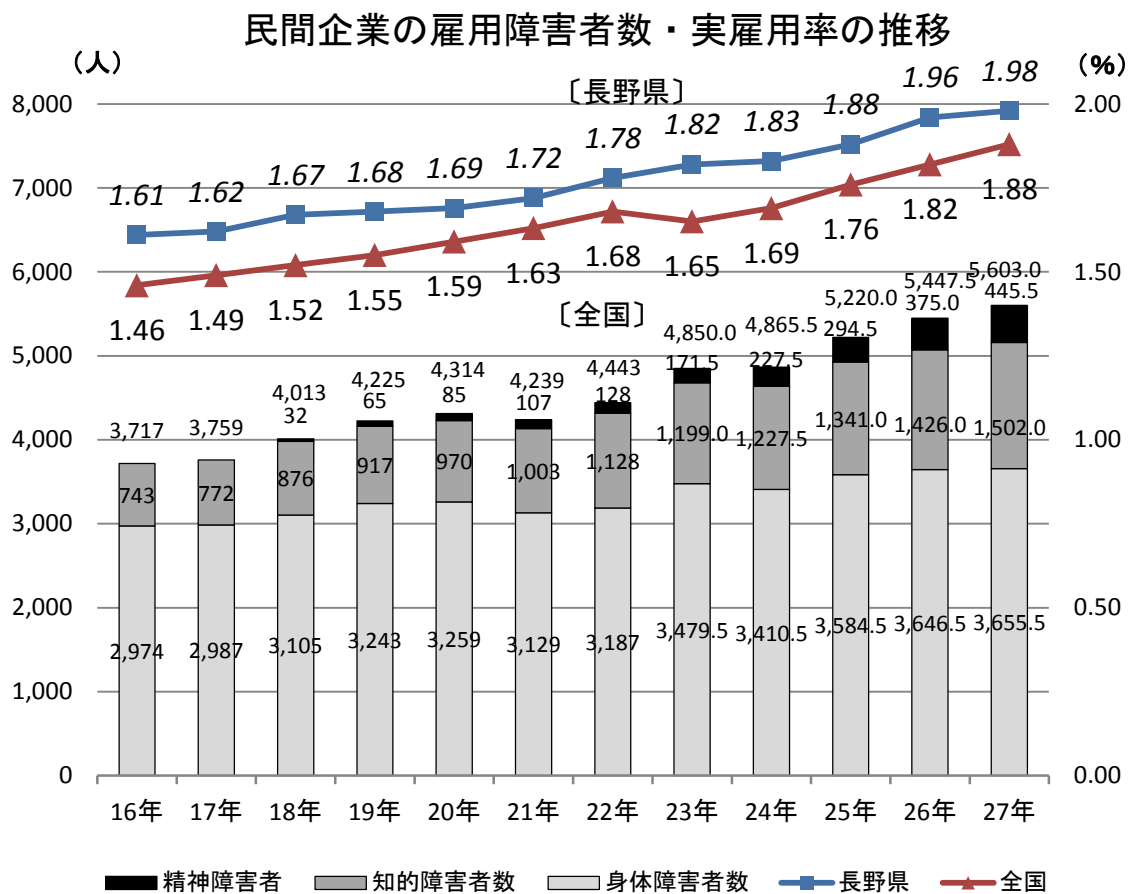
法定雇用率を達成している機関は85機関で、達成機関の割合は80.2%（前年85.8%）であった。

2.2%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は2機関（前年同数）、雇用障害者数は259.5人で前年に比べ4.0人増加し、実雇用率は2.05%で前年より0.04ポイント上昇した。

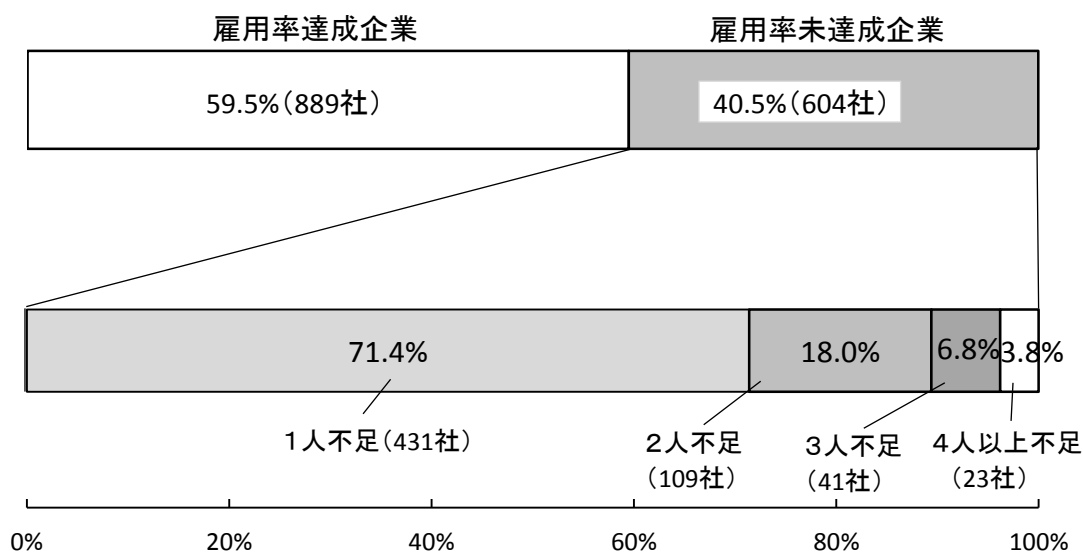
2.3%の法定雇用率が適用される地方独立行政法人等の機関は、2機関（前年同数）、雇用障害者数は26.5人で前年に比べ8.5人増加し、実雇用率は2.09%で前年より0.63ポイント上昇した。

なお、地方公共団体等の雇用状況は第6表及び第7表のとおりとなっている。

グラフで見る障害者の雇用状況

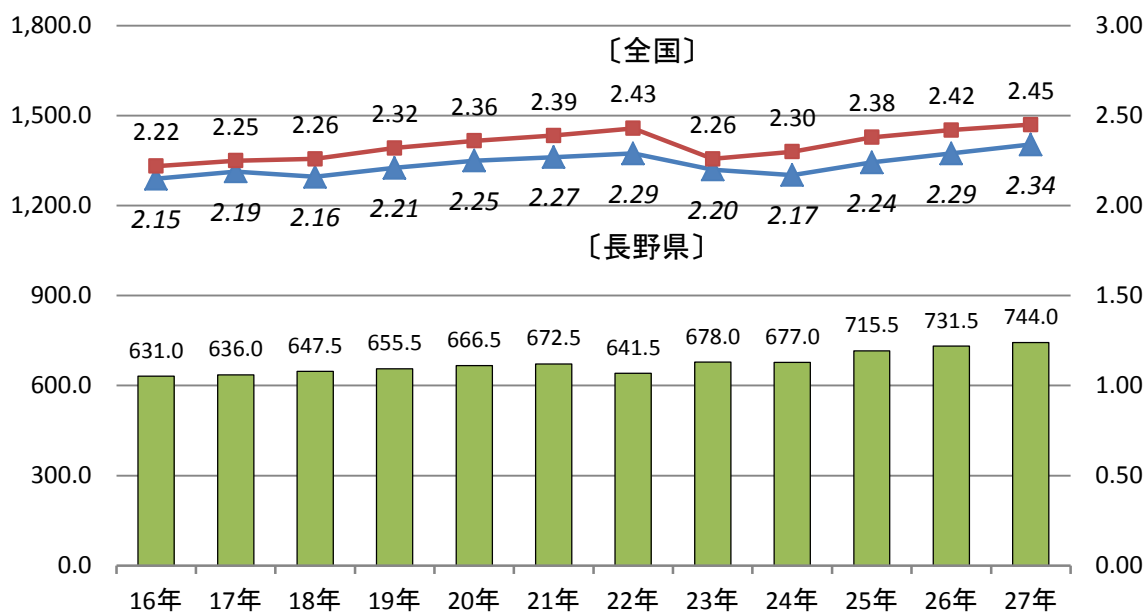


法定雇用率達成企業・未達成企業の割合

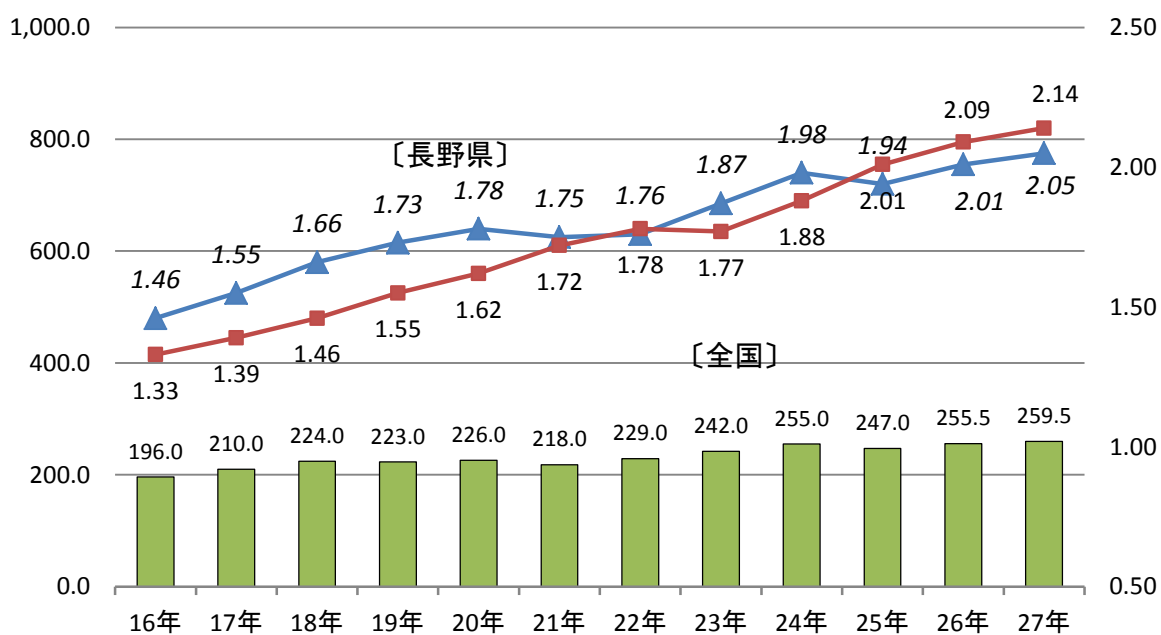


地方公共団体の雇用障害者数・実雇用率の推移

法定雇用率 2.3% が適用される機関



法定雇用率 2.2% が適用される機関



第1表 民間企業の雇用状況

平成27年6月1日現在
()内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,493	283,319.0	5,603.0	1.98	1.88	59.5	47.2
	(1,468)	(278,337.0)	[4,531] (5,447.5) [4,369]	(1.96)	(1.82)	(57.2)	(44.7)
前年比	1.7%	1.8%	2.9%	0.02	0.06	2.3	2.5

※[]内は実人員

第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

平成27年6月1日現在
()内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対す る割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
50～100人 未満	732	50,991.5	923.5	16.5%	1.81	1.49	57.7	44.7	302.5
	(722)	(50,600.5)	(989.5)	(18.2%)	(1.96)	(1.46)	(56.2)	(44.1)	(306.5)
前年比	1.4%	0.8%	-6.7%	-1.7	-0.15	0.03	1.5	0.6	-1.3%
100～300 人未満	567	90,031.0	1,814.5	32.4%	2.02	1.68	62.6	50.2	347.0
	(553)	(87,640.5)	(1,686.5)	(31.0%)	(1.92)	(1.58)	(59.3)	(45.9)	(357.0)
前年比	2.5%	2.7%	7.6%	1.4	0.10	0.10	3.3	4.3	-2.8%
300～500 人未満	96	34,865.0	664.0	11.9%	1.90	1.79	56.3	44.0	93.0
	(97)	(35,351.5)	(654.5)	(12.0%)	(1.85)	(1.76)	(53.6)	(42.5)	(99.5)
前年比	-1.0%	-1.4%	1.5%	-0.1	0.05	0.03	2.7	1.5	-6.5%
500～1,000 人未満	76	49,010.5	942.5	16.8%	1.92	1.89	56.6	44.6	86.0
	(75)	(48,001.5)	(914.0)	(16.8%)	(1.90)	(1.83)	(52.0)	(41.7)	(98.0)
前年比	1.3%	2.1%	3.1%	0.0	0.02	0.06	4.6	2.9	-12.2%
1,000人以上	22	58,421.0	1,258.5	22.5%	2.15	2.09	68.2	55.0	37.5
	(21)	(56,743.0)	(1,203.0)	(22.1%)	(2.12)	(2.05)	(61.9)	(49.5)	(37.0)
前年比	4.8%	3.0%	4.6%	0.4	0.03	0.04	6.3	5.5	1.4%
計	1,493	283,319.0	5,603.0	100.0%	1.98	1.88	59.5	47.2	866.0
	(1,468)	(278,337.0)	(5,447.5)	(100.0%)	(1.96)	(1.82)	(57.2)	(44.7)	(898.0)
前年比	1.7%	1.8%	2.9%		0.02	0.06	2.3	2.5	-3.6%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

平成27年6月1日現在
()内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
建 設 業	58 (56)	7,264.0 (6,985.5)	121.0 (109.5)	2.2% (2.0%)	2.1 (2.0)	1.67 (1.57)	1.69 (1.66)	65.5 (57.1)	47.0 (45.3)	26.0 (31.0)
前 年 比	3.6%	4.0%	10.5%	0.2	0.1	0.10	0.03	8.4	1.7	-5.0
製 造 業	576 (577)	122,833.5 (123,800.0)	2,437.0 (2,436.0)	43.5% (44.7%)	4.2 (42.0)	1.98 (1.97)	1.95 (1.91)	61.6 (58.9)	54.6 (52.9)	309.5 (324.0)
前 年 比	-0.2%	-0.8%	0.0%	-1.2	-37.8	0.01	0.04	2.7	1.7	-14.5
情 報 通 信 業	37 (37)	5,800.0 (5,557.0)	83.0 (85.5)	1.5% (1.6%)	2.2 (2.3)	1.43 (1.54)	1.59 (1.54)	48.6 (51.4)	26.4 (24.7)	24.0 (20.0)
前 年 比	0.0%	4.4%	-2.9%	-0.1	-0.1	-0.11	0.05	-2.8	1.7	4.0
運 輸 業 ・ 郵 便 業	82 (76)	9,749.5 (9,544.0)	186.0 (188.0)	3.3% (3.5%)	2.3 (2.5)	1.91 (1.97)	1.94 (1.88)	58.5 (63.2)	52.6 (49.6)	38.5 (33.0)
前 年 比	7.9%	2.2%	-1.1%	-0.2	-0.2	-0.06	0.06	-4.7	3.0	5.5
卸 売 ・ 小 売 業	199 (202)	38,241.5 (37,245.5)	654.5 (568.5)	11.7% (10.4%)	3.3 (2.8)	1.71 (1.53)	1.68 (1.63)	48.7 (44.1)	36.2 (33.6)	148.0 (174.5)
前 年 比	-1.5%	2.7%	15.1%	1.3	0.5	0.18	0.05	4.6	2.6	-26.5
金 融 ・ 保 険 業	19 (19)	9,708.0 (9,711.0)	179.0 (175.5)	3.2% (3.2%)	9.4 (9.2)	1.84 (1.81)	1.91 (1.89)	42.1 (47.4)	40.5 (37.1)	18.5 (18.5)
前 年 比	0.0%	0.0%	2.0%	0.0	0.2	0.03	0.02	-5.3	3.4	0.0
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	20 (18)	2,324.5 (2,047.5)	24.0 (18.5)	0.4% (0.3%)	1.2 (1.0)	1.03 (0.90)	1.56 (1.45)	45.0 (44.4)	33.1 (30.5)	16.0 (16.5)
前 年 比	11.1%	13.5%	29.7%	0.1	0.2	0.13	0.11	0.6	2.6	-0.5
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	15 (13)	1,903.0 (1,721.0)	15.0 (18.0)	0.3% (0.3%)	1.0 (1.4)	0.79 (1.05)	1.70 (1.66)	6.7 (23.1)	33.7 (31.3)	19.5 (18.5)
前 年 比	15.4%	10.6%	-16.7%	0.0	-0.4	-0.26	0.04	-16.4	2.4	1.0
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	37 (35)	9,551.5 (7,554.0)	174.0 (142.5)	3.1% (2.6%)	4.7 (4.1)	1.82 (1.89)	1.78 (1.70)	62.2 (57.1)	43.3 (40.4)	27.0 (21.5)
前 年 比	5.7%	26.4%	22.1%	0.5	0.6	-0.07	0.08	5.1	2.9	5.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	41 (40)	5,075.5 (4,810.0)	192.5 (186.0)	3.4% (3.4%)	4.7 (4.7)	3.79 (3.87)	2.04 (2.02)	51.2 (47.5)	39.5 (37.6)	30.0 (29.0)
前 年 比	2.5%	5.5%	3.5%	0.0	0.0	-0.08	0.02	3.7	1.9	1.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	20 (19)	2,860.0 (2,854.5)	33.0 (44.5)	0.6% (0.8%)	1.7 (2.3)	1.15 (1.56)	1.52 (1.51)	40.0 (57.9)	37.6 (37.1)	19.0 (9.5)
前 年 比	5.3%	0.2%	-25.8%	-0.2	-0.7	-0.41	0.01	-17.9	0.5	9.5
医 療 ・ 福 祉	239 (231)	42,043.0 (40,659.0)	987.5 (950.5)	17.6% (17.4%)	4.1 (4.1)	2.35 (2.34)	2.30 (2.17)	74.5 (72.7)	59.9 (55.9)	94.5 (105.0)
前 年 比	3.5%	3.4%	3.9%	0.2	0.0	0.01	0.13	1.8	4.0	-10.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	24 (24)	11,250.0 (11,403.0)	191.0 (213.5)	3.4% (3.9%)	8.0 (8.9)	1.70 (1.87)	1.75 (1.70)	45.8 (50.0)	45.7 (44.8)	34.5 (28.5)
前 年 比	0.0%	-1.3%	-10.5%	-0.5	-0.9	-0.17	0.05	-4.2	0.9	6.0
サ ー ビ ス 業	109 (105)	13,129.5 (13,018.0)	263.0 (257.5)	4.7% (4.7%)	2.4 (2.5)	2.00 (1.98)	1.89 (1.85)	60.6 (54.3)	43.7 (41.6)	51.0 (57.0)
前 年 比	3.8%	0.9%	2.1%	0.0	-0.1	0.02	0.04	6.3	2.1	-6.0
そ の 他	17 (16)	1,585.5 (1,427.0)	62.5 (53.5)	1.1% (1.0%)	3.7 (3.3)	3.94 (3.75)	2.03 (1.98)	47.1 (31.3)	55.2 (52.1)	10.0 (11.5)
前 年 比	6.3%	11.1%	16.8%	0.1	0.4	0.19	0.05	15.8	3.1	-1.5
計	1,493 (1,468)	283,319.0 (278,337.0)	5,603.0 (5,447.5)	100.0% (100.0%)	3.8 (3.7)	1.98 (1.96)	1.88 (1.82)	59.5 (57.2)	47.2 (44.7)	866.0 (898.0)
前 年 比	1.7%	1.8%	2.9%		0.1	0.02	0.06	2.3	2.5	-3.6% (-32)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。

※ 産業区分のうち「その他」は、(農林漁業)と(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

第4表 地方公共団体における雇用状況

平成27年6月1日現在
()内は前年,[]内は実人数

区 分	機関数	対 象 職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.3%が 適用される機関	106	31,790.0	744.0 [587]	2.34	2.45	85	31.0
	(106)	(31,951.5)	(731.5) ([580])	(2.29)	(2.42)	(91)	(29.0)
雇用率2.2%が 適用される機関	2	12,658.0	259.5 [204]	2.05	2.14	1	20.5
	(2)	(12,728.0)	(255.5) ([206])	(2.01)	(2.09)	(1)	(24.5)

第5表 地方独立行政法人等

区 分	機関数	対 象 職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.3%が 適用される機関	2	1,267.0	26.5 [22]	2.09	2.10	1	1.5
	(2)	(1,236.0)	(18.0) ([9])	(1.46)	(2.13)	(1)	(9.0)

第6表 地方公共団体における雇用状況
(1) 法定雇用率2.3%が適用される機関の状況

平成27年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	31,790.0	744.0	2.34	31.0	
長野県機関 計	5,502.5	144.5	2.63	0.0	
長野県知事部局	5,075.5	134.5	2.65	0.0	特例認定あり(注4 a)
長野県警察	427.0	10.0	2.34	0.0	
市町村機関 計	26,287.5	599.5	2.28	31.0	
長野市	2,358.0	62.0	2.63	0.0	
松本市	2,215.0	45.0	2.03	5.0	特例認定あり(注4 b)
上田市	1,287.5	30.0	2.33	0.0	
岡谷市	445.0	12.0	2.70	0.0	特例認定あり(注4 i)
飯田市	985.5	19.0	1.93	3.0	
諏訪市	348.0	9.0	2.59	0.0	
須坂市	386.0	10.0	2.59	0.0	特例認定あり(注4 e)
小諸市	448.0	8.0	1.79	2.0	特例認定あり(注4 f)
伊那市	964.0	24.0	2.49	0.0	特例認定あり(注4 c)
駒ヶ根市	211.0	5.0	2.37	0.0	
中野市	344.0	7.0	2.03	0.0	
大町市	861.0	23.0	2.67	0.0	特例認定あり(注4 k)
飯山市	381.0	9.0	2.36	0.0	特例認定あり(注4 d)
茅野市	508.0	11.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4 h)
塩尻市	377.0	5.0	1.33	3.0	
千曲市	385.0	5.5	1.43	2.5	
佐久市	746.0	17.0	2.28	0.0	
東御市	369.5	8.0	2.17	0.0	
安曇野市	629.0	12.0	1.91	2.0	
佐久穂町	192.0	3.0	1.56	1.0	
軽井沢町	226.0	6.0	2.65	0.0	
御代田町	197.0	4.0	2.03	0.0	特例認定あり(注4 g)
立科町	62.0	0.0	0.00	1.0	
長和町	97.0	4.0	4.12	0.0	
下諏訪町	170.0	4.0	2.35	0.0	
富士見町	137.0	3.0	2.19	0.0	
辰野町	358.5	8.5	2.37	0.0	特例認定あり(注4 j)
箕輪町	236.0	10.5	4.45	0.0	
飯島町	93.0	3.0	3.23	0.0	
松川町	94.0	2.0	2.13	0.0	
高森町	71.0	2.0	2.82	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
阿南町	75.0	1.0	1.33	0.0	
上松町	64.0	3.0	4.69	0.0	
南木曾町	91.0	3.0	3.30	0.0	
木曾町	238.0	6.0	2.52	0.0	
池田町	108.5	1.5	1.38	0.5	
坂城町	114.0	3.0	2.63	0.0	
小布施町	61.0	1.0	1.64	0.0	
山ノ内町	183.0	4.0	2.19	0.0	
信濃町	96.0	2.0	2.08	0.0	
飯綱町	96.0	2.0	2.08	0.0	
川上村	62.0	1.0	1.61	0.0	
南相木村	54.0	1.0	1.85	0.0	
北相木村	57.0	0.0	0.00	1.0	
青木村	103.0	3.0	2.91	0.0	
原村	74.0	1.0	1.35	0.0	
南箕輪村	94.0	2.0	2.13	0.0	
中川村	82.0	2.0	2.44	0.0	
宮田村	97.0	2.0	2.06	0.0	
阿智村	144.0	2.0	1.39	1.0	
天龍村	45.0	0.0	0.00	1.0	
喬木村	59.0	2.0	3.39	0.0	
豊丘村	114.0	2.0	1.75	0.0	
木祖村	69.0	1.0	1.45	0.0	
王滝村	46.0	3.0	6.52	0.0	
大桑村	77.0	3.0	3.90	0.0	
山形村	72.0	0.0	0.00	1.0	
朝日村	77.0	1.0	1.30	0.0	
筑北村	166.0	5.0	3.01	0.0	
松川村	99.0	2.0	2.02	0.0	
白馬村	99.0	1.0	1.01	1.0	
小谷村	68.0	2.0	2.94	0.0	
高山村	75.0	1.0	1.33	0.0	
小川村	48.0	2.0	4.17	0.0	
木島平村	73.0	3.0	4.11	0.0	
野沢温泉村	63.0	1.0	1.59	0.0	
栄村	101.0	3.0	2.97	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
長野市上下水道事業	191.0	4.5	2.36	0.0	
松本市立病院	251.0	4.0	1.59	1.0	
岡谷市病院事業	223.0	5.0	2.24	0.0	
上田市上下水道局	95.5	3.0	3.14	0.0	
飯田市立病院	542.0	14.0	2.58	0.0	
伊那中央行政組合	493.0	11.5	2.33	0.0	
伊南行政組合	271.5	6.0	2.21	0.0	
佐久市立国保浅間総合病院	319.5	6.5	2.03	0.5	
諏訪中央病院組合	623.5	13.5	2.17	0.5	
飯綱町立飯綱病院	100.0	2.0	2.00	0.0	
信濃町立信越病院	76.5	0.0	0.00	1.0	
国保依田窪病院	162.5	4.0	2.46	0.0	
軽井沢病院	87.0	2.0	2.30	0.0	
佐久穂町立千曲病院	76.5	1.0	1.31	0.0	
長野広域連合	363.0	9.0	2.48	0.0	
松塩筑木曾老人福祉施設組合	325.0	9.0	2.77	0.0	
上田地域広域連合	86.0	1.0	1.16	0.0	
上伊那広域連合	69.0	3.0	4.35	0.0	
北信広域連合	305.0	8.0	2.62	0.0	
木曾広域連合	96.5	3.0	3.11	0.0	
佐久広域連合	125.0	3.0	2.40	0.0	
北アルプス広域連合	81.0	0.0	0.00	1.0	
諏訪広域連合	57.0	1.0	1.75	0.0	
佐久市教育委員会	258.5	5.0	1.93	0.0	
上田市教育委員会	384.0	9.0	2.34	0.0	
東御市教育委員会	128.0	3.0	2.34	0.0	
駒ヶ根市教育委員会	86.0	2.0	2.33	0.0	
諏訪市教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
飯田市教育委員会	358.0	7.0	1.96	1.0	
塩尻市教育委員会	76.0	1.0	1.32	0.0	
安曇野市教育委員会	73.0	2.0	2.74	0.0	
千曲市教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
富士見町教育委員会	81.5	0.0	0.00	1.0	
下諏訪町教育委員会	49.0	3.0	6.12	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
高森町教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
山ノ内町教育委員会	56.0	3.0	5.36	0.0	
信濃町教育委員会	121.0	2.5	2.07	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- a 長野県知事部局は平成21年12月4日長野県企業局と特例承認を受けている。
- b 松本市は平成18年2月9日松本市上下水道局、松本市教育委員会と特例承認を受けている。
- c 伊那市は平成19年5月22日伊那市教育委員会と特例承認を受けている。
- d 飯山市は平成20年5月8日飯山市教育委員会と特例承認を受けている。
- e 須坂市は平成19年8月10日須坂市教育委員会と特例承認を受けている。
- f 小諸市は平成23年5月20日小諸市教育委員会と特例承認を受けている。
- g 御代田町は平成25年2月6日御代田町教育委員会と特例承認を受けている。
- h 茅野市は平成25年2月27日茅野市教育委員会と特例承認を受けている。
- i 岡谷市は平成25年3月1日岡谷市教育委員会と特例承認を受けている。
- j 辰野町は平成25年3月13日辰野町教育委員会、町立辰野病院と特例承認を受けている。
- k 大町市は平成25年4月18日大町市教育委員会、市立大町総合病院と特例承認を受けている。

(2) 法定雇用率2.2%が適用される機関の状況

平成27年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	12,658.0	259.5	2.05	20.5	
長野県教育委員会	12,018.0	243.5	2.03	20.5	
長野市教育委員会	640.0	16.0	2.50	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第7表 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

平成27年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	1,267.0	26.5	2.09	1.5	
長野県住宅供給公社	127.0	2.0	1.57	0.0	
長野県立病院機構	1,140.0	24.5	2.15	1.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

都道府県別の実雇用率等の状況（平成27年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	1.88	0.06	全国	47.2	2.5	41,485	／ 87,935
1	山口県	2.51	0.05	佐賀県	71.3	4.9	381	／ 534
2	大分県	2.43	0.15	宮崎県	68.6	5.2	498	／ 726
3	奈良県	2.40	0.19	島根県	64.6	3.0	338	／ 523
4	佐賀県	2.37	0.10	徳島県	64.2	6.7	269	／ 419
5	福井県	2.32	0.06	和歌山県	61.7	4.7	330	／ 535
6	沖縄県	2.29	0.14	高知県	61.1	6.6	288	／ 471
7	岡山県	2.29	0.13	沖縄県	60.3	4.5	525	／ 871
8	宮崎県	2.24	0.09	長野県	59.5	2.3	889	／ 1,493
9	熊本県	2.19	0.06	滋賀県	59.1	4.2	439	／ 743
10	和歌山県	2.16	0.09	鹿児島県	59.0	1.2	642	／ 1,088
11	高知県	2.14	0.10	大分県	58.7	3.3	437	／ 744
12	長崎県	2.14	△0.02	奈良県	58.6	2.4	307	／ 524
13	島根県	2.13	0.10	秋田県	57.5	2.4	393	／ 683
14	鹿児島県	2.09	0.07	長崎県	57.4	1.7	534	／ 930
15	徳島県	2.04	0.14	熊本県	56.3	3.6	637	／ 1,131
16	鳥取県	1.99	0.10	富山県	56.2	1.5	540	／ 961
17	岩手県	1.99	0.06	山梨県	55.8	4.3	307	／ 550
18	滋賀県	1.98	0.12	三重県	55.7	3.5	565	／ 1,014
19	長野県	1.98	0.02	香川県	55.7	△0.8	434	／ 779
20	京都府	1.97	0.02	栃木県	55.1	4.0	594	／ 1,079
21	三重県	1.97	0.18	岐阜県	55.0	4.0	757	／ 1,377
22	兵庫県	1.97	0.06	鳥取県	54.8	4.2	233	／ 425
23	広島県	1.95	0.06	山口県	54.8	2.3	459	／ 837
24	北海道	1.95	0.04	新潟県	54.4	4.6	927	／ 1,705
25	山形県	1.93	0.05	石川県	54.3	2.5	506	／ 932
26	富山県	1.91	0.06	岩手県	54.1	1.2	499	／ 923
27	青森県	1.89	0.06	山形県	53.4	1.8	461	／ 864
28	岐阜県	1.89	0.10	福井県	53.2	△0.3	346	／ 650
29	香川県	1.88	0.00	茨城県	53.1	2.9	750	／ 1,413
30	福岡県	1.88	0.08	群馬県	52.3	0.7	697	／ 1,333
31	石川県	1.86	0.04	兵庫県	51.8	2.7	1,591	／ 3,069
32	静岡県	1.86	0.07	青森県	51.5	4.3	454	／ 881
33	埼玉県	1.86	0.06	岡山県	51.3	1.3	680	／ 1,326
34	新潟県	1.85	0.10	福島県	50.5	2.6	661	／ 1,308
35	大阪府	1.84	0.03	福岡県	50.2	4.0	1,662	／ 3,310
36	秋田県	1.84	0.08	北海道	49.9	2.3	1,602	／ 3,209
37	福島県	1.84	0.07	京都府	49.7	2.3	835	／ 1,680
38	山梨県	1.83	0.04	静岡県	49.4	1.8	1,299	／ 2,630
39	茨城県	1.83	0.08	千葉県	49.0	1.5	1,049	／ 2,139
40	神奈川県	1.82	0.08	愛媛県	48.6	1.6	443	／ 911
41	栃木県	1.82	0.06	広島県	47.3	2.2	986	／ 2,086
42	千葉県	1.82	0.05	宮城県	46.6	0.9	648	／ 1,392
43	愛媛県	1.82	0.08	埼玉県	45.8	2.1	1,290	／ 2,815
44	愛知県	1.81	0.07	愛知県	45.4	3.5	2,515	／ 5,544
45	東京都	1.81	0.04	神奈川県	44.0	2.4	1,862	／ 4,233
46	群馬県	1.80	0.01	大阪府	44.0	1.4	3,137	／ 7,132
47	宮城県	1.79	0.05	東京都	32.1	1.8	5,789	／ 18,013

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考			
	長野	全国	長野	全国						
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者のみ (重度身体障害者はダブルカウント) (～昭和62年まで) 	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正			
55	1.53	1.13	62.6	51.6						
56	1.55	1.18	63.6	53.4						
57	1.59	1.22	63.5	53.8						
58	1.56	1.23	63.0	53.5						
59	1.57	1.25	64.7	53.6						
60	1.57	1.26	66.1	53.5						
61	1.51	1.26	65.8	53.8						
62	1.48	1.25	62.3	53.0						
63	1.59	1.31	60.2	51.5				1.6%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者 (昭和63年～平成4年まで) 	昭和62年「障害者の雇用の促進に関する法律」に改称
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6						
2	1.64	1.32	60.5	52.2						
3	1.65	1.32	61.6	51.8						
4	1.67	1.36	60.2	51.9						
5	1.72	1.41	60.8	51.4						
6	1.73	1.44	61.3	50.4						
7	1.72	1.45	60.1	50.6						
8	1.74	1.47	60.0	50.5						
9	1.75	1.47	61.4	50.2						
10	1.75	1.48	60.8	50.1						
11	1.70	1.49	54.8	44.7						
12	1.73	1.49	55.1	44.3						
13	1.74	1.49	55.5	43.7						
14	1.69	1.47	54.0	42.5						
15	1.67	1.48	51.8	42.5						
16	1.61	1.46	50.6	41.7						
17	1.62	1.49	51.6	42.1						
18	1.67	1.52	53.0	43.4						
19	1.68	1.55	53.3	43.8						
20	1.69	1.59	56.7	44.9						
21	1.72	1.63	54.9	45.5						
22	1.78	1.68	56.9	47.0						
23	1.82	1.65	57.0	45.3						
24	1.83	1.69	60.9	46.8						
25	1.88	1.76	53.5	42.7						
26	1.96	1.82	57.2	44.7						
27	1.98	1.88	59.5	47.2						
					1.8%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 (平成5年～平成17年まで) 	除外率一律10%ポイント削減(平成16年4月～)			
					2.0%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 (重度はダブルカウント) 知的障害者 (重度はダブルカウント) 精神障害者 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) (平成18年～平成22年まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 除外率一律10%ポイント削減(平成22年7月～) 雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入(平成22年7月～) 			

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………

一般の民間企業 ……………	2. 0%
（50人以上規模の企業）	
特殊法人等 ……………	2. 3%
〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	
- 国、地方公共団体 …………… 2. 3%
（43.5人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 2%
（45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP17参照）。

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%